# 指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年7月1日

福島県知事　内堀　雅雄

| 管理を行わせる公の施設の名称 | | 指定管理者として指定したもの | 指定の期間 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| | 江名港江名プレジャーボート用指定泊地 | いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地<br>いわき市漁業協同組合 | 平成27年10月1日から<br>平成32年3月31日まで | 土木部港湾課 |
| | 豊間漁港豊間泊地 | いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地<br>いわき市漁業協同組合 | 平成27年10月1日から<br>平成32年3月31日まで | 土木部港湾課 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |